

第2期

湯川村子ども・子育て支援事業計画



令和2年2月

湯 川 村

目次

第1部 総論

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題	3
1. わが国の子どもと子育てを取り巻く現況	3
2. 湯川村の子どもと子育てを取り巻く現況	6
第3章 計画の基本的方向	16
1. 基本理念	16
2. 基本視点	16
3. 基本目標	18
4. 施策の体系	19
5. 推計児童数	20

第2部 各論

第4章 各種子育て施策の展開	21
第5章 教育・保育提供区域の設定	33
第6章 子ども・子育て支援給付	34
第7章 地域子ども・子育て支援事業	35

第8章 計画の着実な推進38

資料編

1. 「量の見込み」と「確保方策」39

2. 湯川村子ども・子育て支援計画策定会議設置要綱44

3. 湯川村子ども・子育て支援計画策定会議委員名簿46

4. 湯川村子ども・子育て支援事業計画策定経過47

第1部 総論

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、急速に進行する少子化に対応するため、子ども・子育て支援の様々な取り組みが進められています。しかしながら、少子高齢化の急速な進行は、労働力人口の減少、社会保障負担の増大、経済規模の縮小、地域社会の活力低下など、社会経済全般にわたり深刻な影響を与えるものと懸念されています。近年では、女性の社会進出に伴う保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により子育てに不安を抱える保護者の増加、保護者の働き方や生活形態などが多様化しており、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化してきています。少子高齢化の進行に歯止めをかけ、環境の変化に伴う多様なニーズに応えるため、社会全体で子育てを支援していくことが必要となっています。また、生活困窮家庭の子どもについて、経済状況が学力や進学、ひいては成人後の就労等に影響することで、結果として貧困状態の連鎖を生むことが問題となっており、子どもの貧困対策に取り組むことも求められています。

国では、**平成24年8月**に「子ども・子育て関連3法」を制定し、この3法に基づいて、平成27年度から施行された新たな子育て支援の仕組み、「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、『質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供』、『待機児童解消に向けた保育の量的拡大・確保及び子どもが減少傾向にある地域の保育の支援』、『地域の子ども・子育て支援の拡充』を図るために取り組むことが求められています。また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応に取り組んでいくことが掲げられています。

さらに、子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定され、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する方向で動いています。

湯川村(以下、「本村」という。)において、『第2期湯川村子ども・子育て支援事業計画』(以下、「本計画」という)は、近年の社会情勢や本村の子どもを取り巻く現状、また、前回計画である『湯川村子ども・子育て支援事業計画』(以下、「前回計画」という。)の進捗状況等を踏まえ、今後の幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を計画的に確保するとともに、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

《市町村子ども・子育て支援事業計画》

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

計画の策定にあたっては、本村の最上位計画である「第五次湯川村振興計画」や保健福祉関係計画、国や県の関係諸計画との連携・整合性を図るとともに、前回計画の考え方や事業内容を引き継ぐものとします。

3. 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、令和2年度から令和6年度までの5年を一期とした計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、本村の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

【計画期間】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1期計画期間									
					第2期計画期間				

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て世帯の実態や意向を把握するため、「子ども・子育てに関するニーズ調査」（以下『ニーズ調査』という。）を令和元年7月に実施し、その結果を基に策定します。

【子ども・子育てに関するニーズ調査の概要】

対象	配布数	回収数	回収率
0歳から未就学児の保護者	113票	94票	83.2%
就学児童の保護者 (小学1年生から5年生)	144票	135票	93.8%

第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

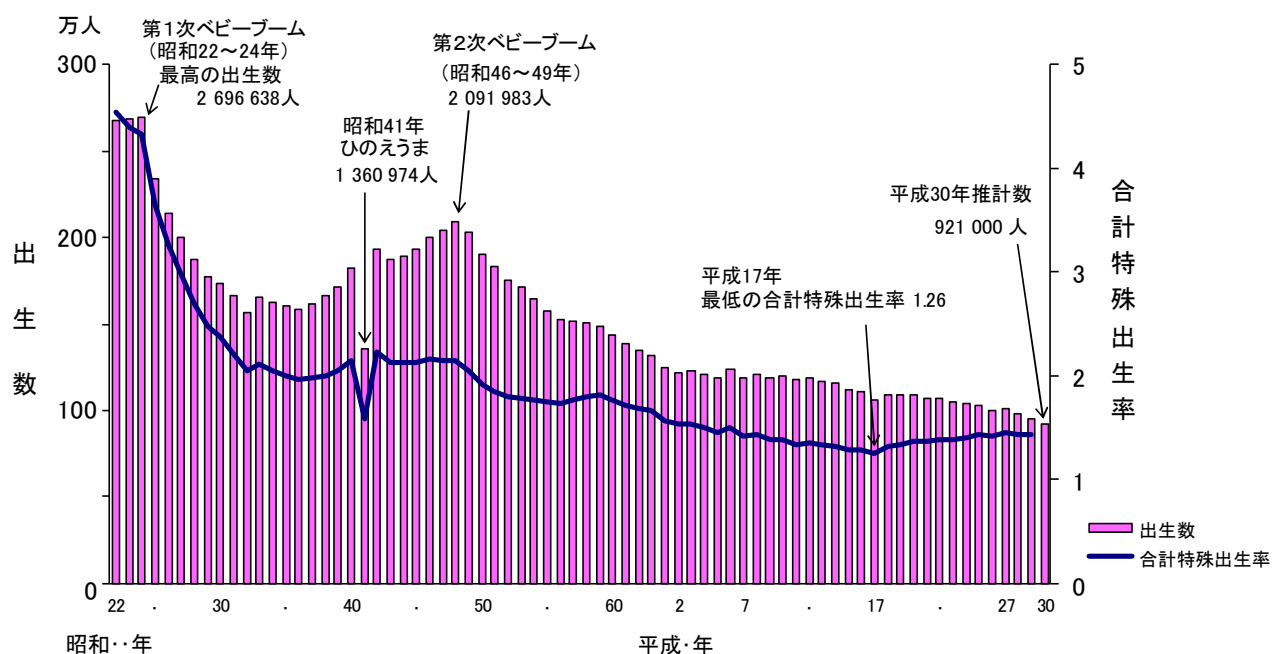
1. わが国の子どもと子育てを取り巻く現況

(1) 急速な少子化の進行

わが国の年間出生数は、昭和22年から24年にかけての第1次ベビーブームでは約270万人、昭和46年から49年にかけての第2次ベビーブームでは約200万人でした。その後、年々減少が続き、平成30年には約**92**万人と過去最低となり、第2次ベビーブーム時と比較しおよそ半数以下となっています。合計特殊出生率も同様に減少傾向にありましたが、平成17年の最低値1.26からわずかながら増加する傾向がみられます。

急速な少子化の進行により、子ども同士の交流が減少することや親が過保護となることなどにより、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなることが懸念されています。また、国全体の生産力を支える生産年齢人口が減少し、経済成長率を低下させる可能性があります。さらに、年金、医療、福祉等の社会保障の分野において現役世代の負担が増大すると見込まれ、現在の社会保障制度を持続させることが困難になることが懸念されています。

図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



※合計特殊出生率：15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

※資料：厚生労働省「平成30年（2018）人口動態統計の年間推計」より

(2) 女性の社会進出

女性の自主意識や自己実現意欲の高まり、雇用条件の整備などにより、女性の就業率が上昇するとともに、就業形態も多様化しています。また、就業面に限らず、様々な分野で女性の社会進出が進んでいます。女性の優れた能力の活用や、男女共同参画は、社会にとっても有益でかつ当然のことです。しかし、一方で、就業と結婚・出産・育児の二者択一を迫られる場面も多く、晩婚化や少子化の大きな要因になっており、出産後の職場復帰や再就職、子育てと仕事の両立に関する条件整備や、男性を含む働き方の見直しなどが課題となっています。

※資料：内閣府（男女共同参画局）「男女共同参画社会に関する世論調査」
[世論調査報告書 令和元年9月調査]より

(4) 女性が職業をもつことに対する意識

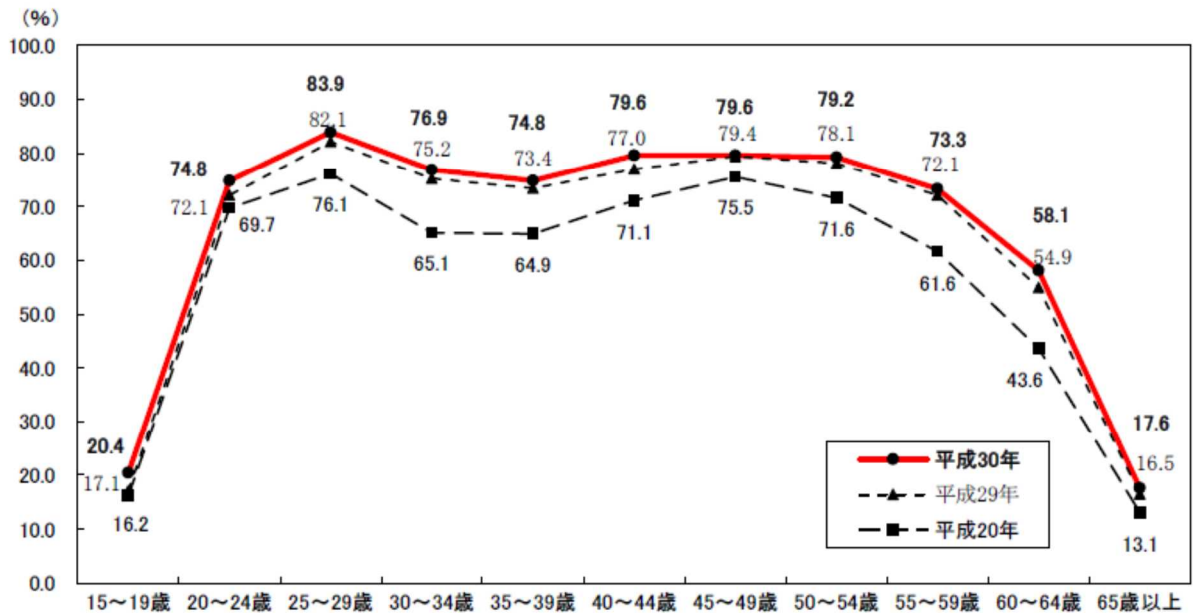
問4 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのようにお考えですか。この中から1つだけお答えください。

	平成28年9月	令和元年9月
・女性は職業をもたない方がよい	3.3%	→ 3.9%
・結婚するまでは職業をもつ方がよい	4.7%	→ 4.8%
・子供ができるまでは、職業をもつ方がよい	8.4%	→ 6.5% ↓
・子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい	54.2%	→ 61.0% ↑
・子供ができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい	26.3%	→ 20.3% ↓

(3) 主に30歳代で低迷する女性の労働人口

女性就業者は、結婚や出産により退職し、子育てが一段落してから再び就労する傾向があり、30歳代の女性就業者数の減少が顕著となっていることから、年齢別の女性労働力率は「M字カーブ」を描いています。急速な少子高齢化の進展にともない、労働力人口が本格的に減少していくことが見込まれるなか、主に30歳代の女性就業率を向上させ「M字カーブ」を解消する必要があります。

図表 1-2-2 女性の年齢階級別労働力率



資料出所：総務省「労働力調査」

(「平成30年版 働く女性の実情(概要版)」より)

※ 労働力率とは

生産年齢人口(15歳以上人口)中に占める労働力人口の比率で、労働力化率ともいい、労働供給の指標として利用される。

就労形態の変化、女性の社会進出から、教育・保育に対するニーズも多様化しており、子どもの人口は減少してはいますが保育所入所希望者は増加しています。このようなことから、全国的に待機児童の増加が問題となっており、女性の社会進出を支えるためにも、保育需要に対応できる受け入れ態勢の確保が急がれています。これからの多様な教育・保育ニーズに応えていくには、従来の保護者の就労の有無によって分けられる幼稚園・保育所という枠組みだけでは対応できない状況となっています。

2. 湯川村の子どもと子育てを取り巻く現状

(1) 湯川村の人口及び世帯の推移

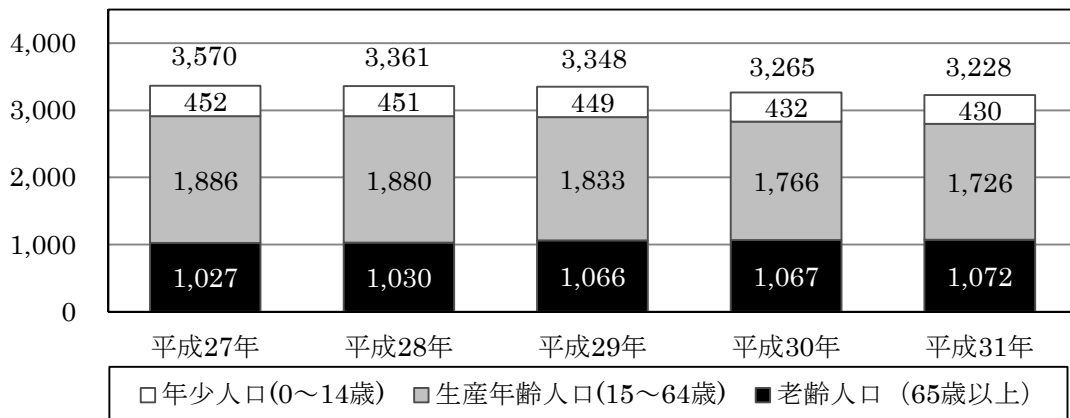
平成31年4月末の本村の総人口は、3,228人となっております。

総人口についてみると、平成27年以降の5年間は減少傾向になっており、9.6%減少しております。また、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）について減少傾向となっております。高齢人口（65歳以上）については、増加傾向になっており、総人口の約3割となっております。

年齢別人口構成をみると、男女ともに60～64歳が特に多くなっております。

【総人口および年齢3区分別人口の推移】

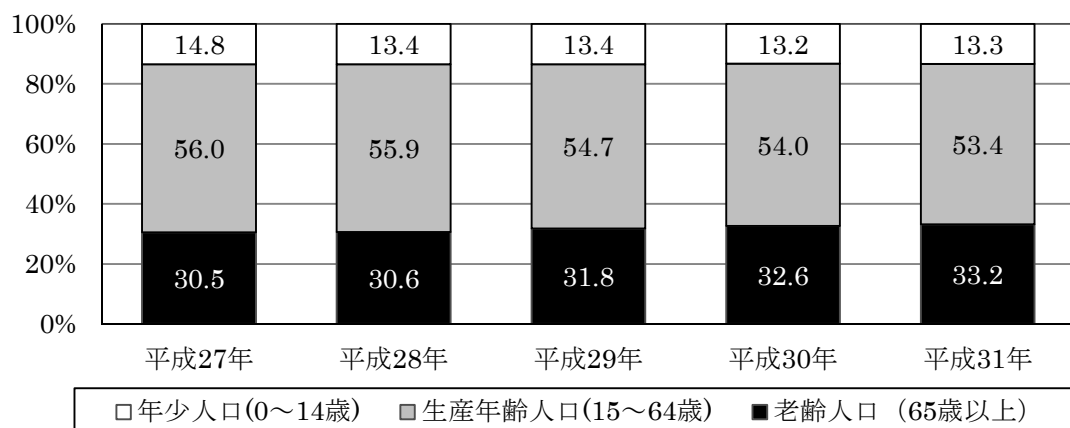
(単位：人)



資料：住民基本台帳（各年4月30日現在）

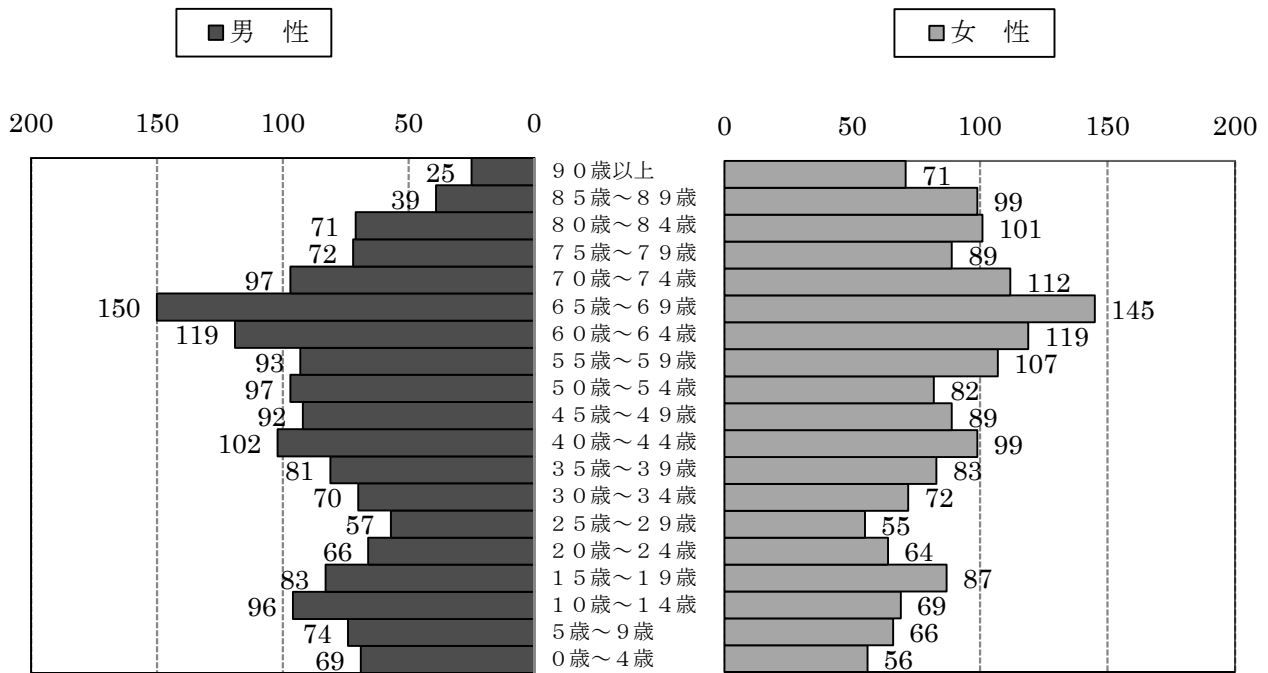
【年齢別3区分別人口の割合】

(単位：%)



資料：住民基本台帳（各年4月30日現在）

【年齢別人口構成】

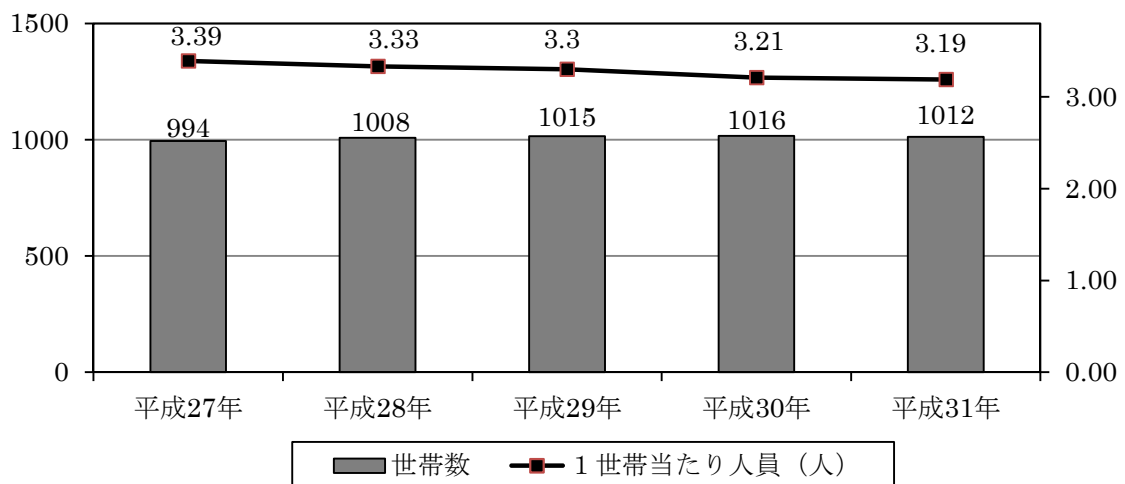


資料：住民基本台帳（平成31年4月30日現在）

世帯数については、各年によって増減はみられますが、増加傾向となっております。一方で1世帯当たりの人口は減少傾向となっております。

世帯数の増加、1世帯当たりの人員の減少から、核家族化が進行していることがわかります。

【世帯数と1世帯当たり人員の推移】



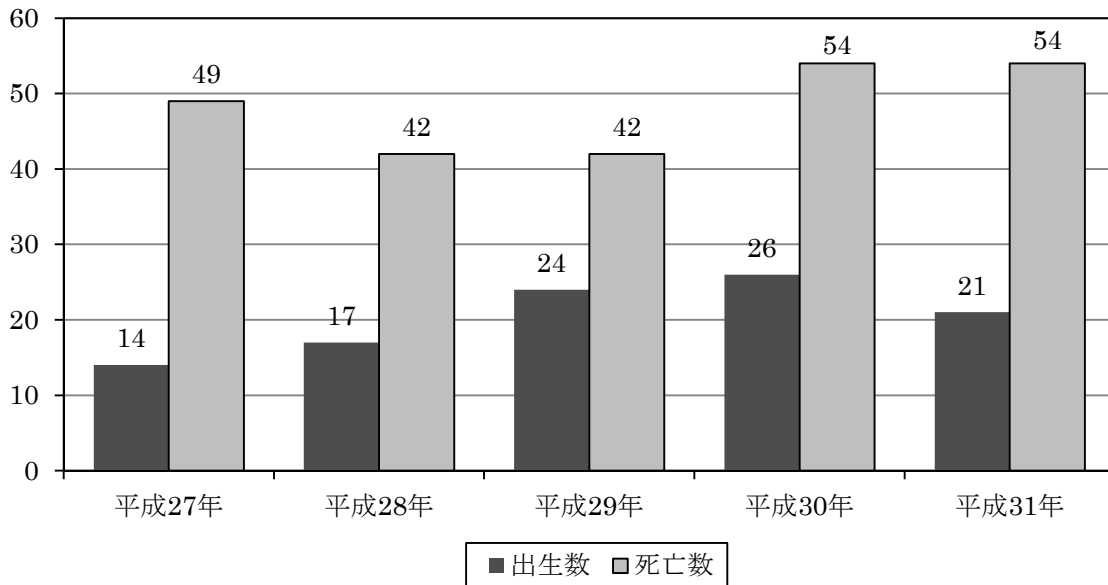
資料：住民基本台帳（各年4月30日現在）

(2) 湯川村の人口動態

平成27年～31年の人口動態をみると、社会動態では、転出数が転入数を上回って推移しており社会減となっています。自然動態においても、出生数に対し死亡数が上回って推移しており自然減となっています。

【出生と死亡】

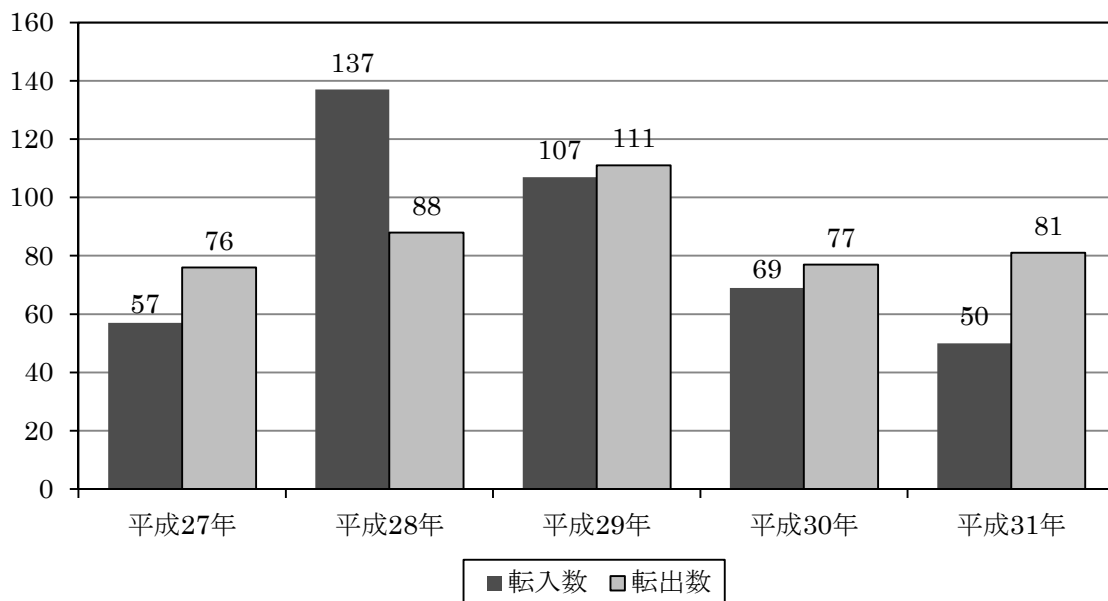
(単位：人)



資料：住民基本台帳（各年1月1日～12月31日）

【転入と転出】

(単位：人)



資料：住民基本台帳（各年1月1日～12月31日）

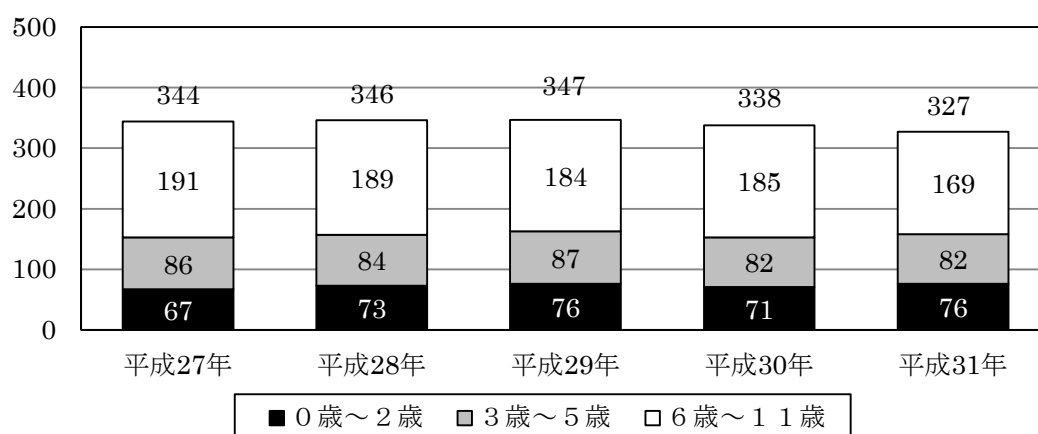
(3) 教育・保育に関する状況

0歳～11歳の人口推移についてみると、平成27年からの5年間は、平成28年・29年は増加しましたが、平成30年からは減少傾向にあり、平成31年時点で327人となっております。内訳としては、0歳～2歳は増加がみられたものの、3歳～5歳はほぼ横ばい、6歳から11歳については、減少傾向でありました。

就学前児童の状況について、平成27年からの5年間は増加しており、平成31年時点で158人となっております。

【0歳～11歳人口の推移】

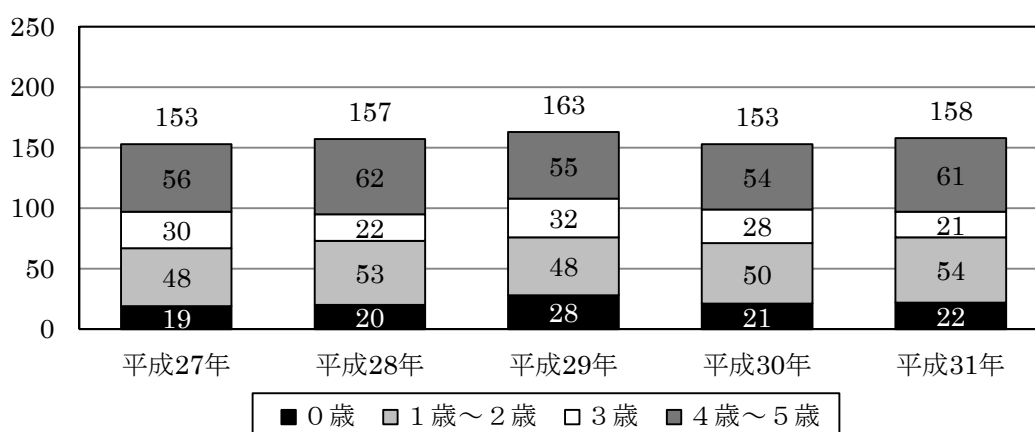
(単位：人)



資料：住民基本台帳（各年4月30日現在）

【就学前児童の推移】

(単位：人)



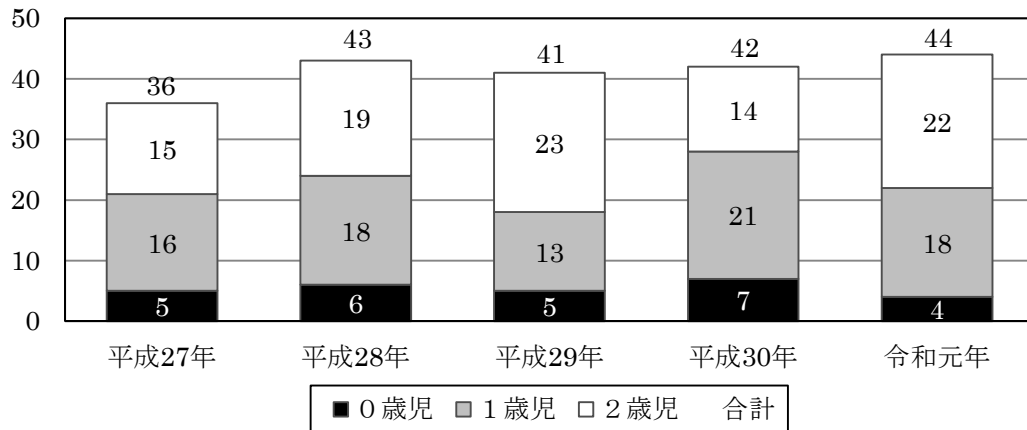
資料：住民基本台帳（各年4月30日現在）

①保育所の状況

保育所入所児の推移をみると、平成28年に増加がみられ、それ以降も概ね横ばいで推移しています。令和元年時点で入所児数が44人となっています。

【保育所入所児数の推移】

(単位：人)



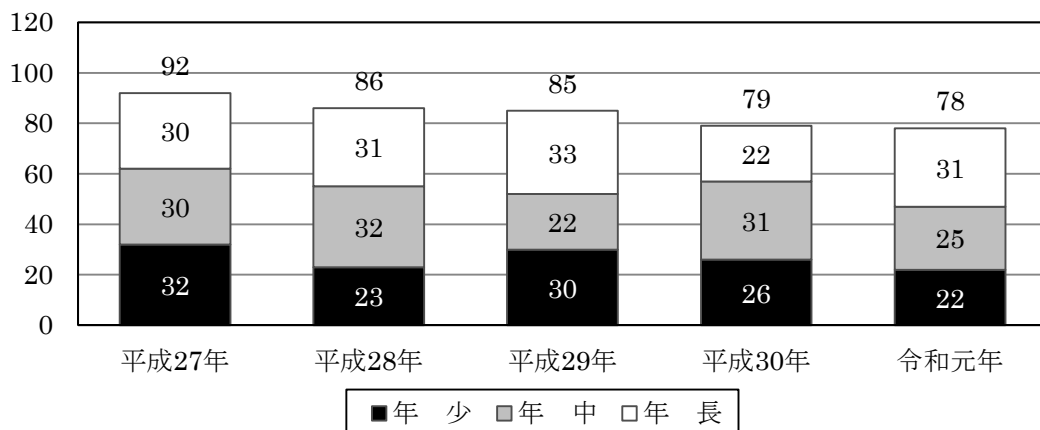
※各年5月1日現在

②幼稚園の状況

幼稚園園児の推移についてみると、平成27年以降5年間は減少傾向となっており、令和元年時点で園児数が78人となっています。

【幼稚園園児数の推移】

(単位：人)



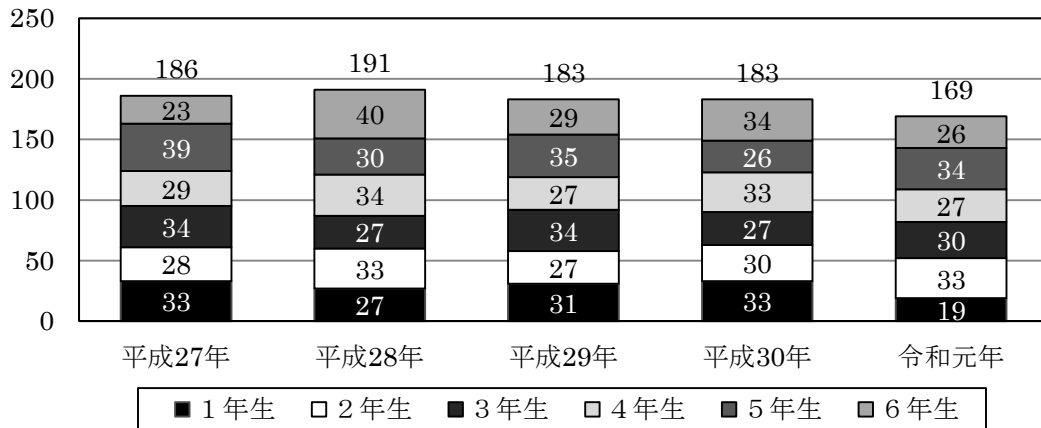
資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

③小学校の状況

児童の推移についてみると、平成28年に増加がみられたものの令和元年には大きく減少しています。令和元年時点で生徒数は169人となっています。

【小学校児童数の推移】

(単位：人)



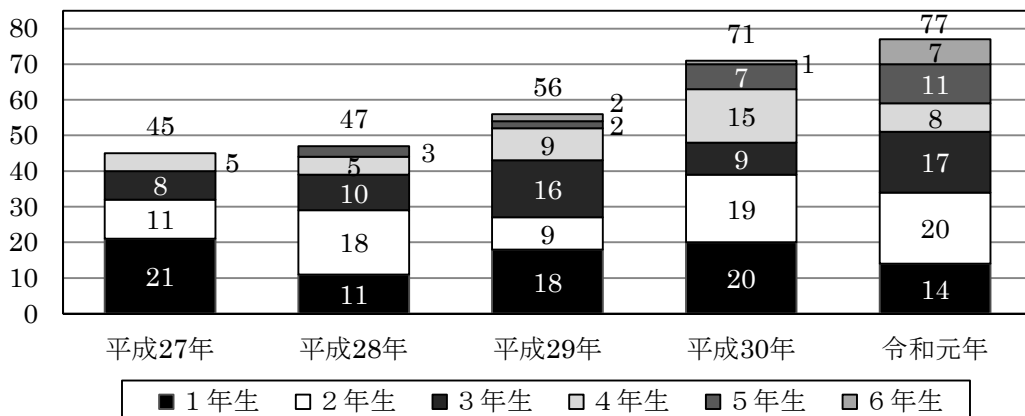
資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

④児童クラブの推移

児童クラブの登録数については、平成27年から令和元年にかけて増加傾向となっており、令和元年5月時点で77人となっています。特に5、6年生の登録数が大きく増加しており、全体としては令和元年までの5年間で32人の増加となっています。

【児童クラブの登録数内訳】

(単位：人)



資料：教育委員会児童クラブ登録数（各年5月1日現在）

⑤子育て支援事業

事業名		事業内容	担当
3～4ヶ月児健診		問診、計測、小児科医診察、保護者の 歯科健診（股関節脱臼検査については医療機関に委託して実施）	住民課 子育て世代包括 支援センター
乳児健康相談	4～5ヶ月児健康相談	問診、計測、保健指導、離乳食教室、 ベビーマッサージ	
	6～7ヶ月児	問診、計測、保健指導、離乳食教室、 歯科教室	
	9～10ヶ月児	問診、計測、保健指導、離乳食教室、 ブックスタート	
1歳児健診		問診、計測、小児科医・歯科医診察、 食事の話、歯の話、保健指導	
1歳6ヶ月児健診		母子保健法に基づき実施 問診、計測、小児科医・歯科医診察（対 象児と保護者）、食事の話、歯の話、 保健指導	
2歳児健診		問診、計測、歯科医診察、食事の話、 歯の話、保健指導	
2歳6ヶ月児健診		問診、計測、歯科医診察、歯の話、保 健指導	
3歳児健診		母子保健法に基づき実施 問診、計測、小児科医・歯科医診察（対 象児と保護者）、尿検査、視力検査、 耳の検査、歯の話、保健指導	
4歳児健診		問診、計測、歯科医診察、歯の話、保 健指導	
5歳児健康相談		問診、計測、歯科医診察、心の話、食 事の話、歯の話、動きの確認、保健指 導	
幼稚園開放日		毎月1回（8月を除く5～11月） 開放時間は10時から11時30分	ゆがわ幼稚園
家庭教育子育て支援		「すこやかキッズゆがわ」の活動を 支援	教育委員会

(4) 保護者に対する調査結果の内容

- ・ 母親の就労状況は、休業中も含めフルタイムが約45%、パート・アルバイトが約20%、未就労が約17%となっています。母親全体の約59%が就労しており、また、未就労の母親のうち約88%が就労を希望し、さらに希望する就労時期について最も多い『末子が3歳以上』になった時点とする回答が50%となっていることから、就労意向が高いと考えられます。
- ・ 育児休業は、ほとんどの父親が取得しておらず、「仕事が忙しかった」「配偶者または親族等がみた」「配偶者が育児休業を取得した」「収入減となり、経済的に苦しくなる」等を理由としています。一方、母親は、就労していない母親を含めた全体の約49%が取得していますが、就労しているにもかかわらず取得していない母親も約15%おり、「子育てや家事に専念するため退職した」「制度を利用する必要がなかった」「職場に取りにくい雰囲気があった」等を理由としています。
- ・ 定期的に利用している教育・保育事業については、幼稚園が39%、幼稚園（預かり保育）が33%、保育所が18%、などとなっており、利用していない保護者は11%となっています。また、利用していない保護者の理由について、「子どもがまだ小さいため」が10%となっています。
- ・ 幼稚園の土曜日や休日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、土曜日について「月に1、2回利用したい」が34%、「毎週利用したい」が約14%であり、日曜日・祝日については、「月に1、2回利用したい」が20%、「毎週利用したい」が2%でした。
- ・ 子どもが病気の際の対応について、約60%の保護者が過去1年間に、子どもの病気やケガにより定期的に利用する教育・保育事業が利用できなかったことがあったと回答しており、そのうち病児・病後児保育施設の利用希望が約32%となっています。
- ・ 放課後児童クラブ（低学年）の利用者及び希望者は全体の20%でした。また、高学年の利用者及び希望者については、就学前児童で全体の17%、小学生児童21%であり、引き続き利用したい状況にあります。利用希望者のうち土曜日の利用希望は、「低学年の間」「高学年になっても」あわせて就学前児童全体の20%、小学生児童24%、日曜日・祝日の利用希望は就学前児童全体の2%で、小学生児童7%ですが、長期休暇期間中の利用については、就学前児童全体の28%、小学生児童40%の利用希望者となっています。

(5) 家庭・地域の状況

子育てを主に行っている人についてみると、「父母ともに」が58%、「主に母親」も36%となっております。

日ごろ、子どもをみている親族・知人の有無については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が34%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が51%となっております。

(6) 子育ての状況

子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所についてみると、「いる／ある」は95%と高くなっていますが、「いない／ない」もわずかにみられます。

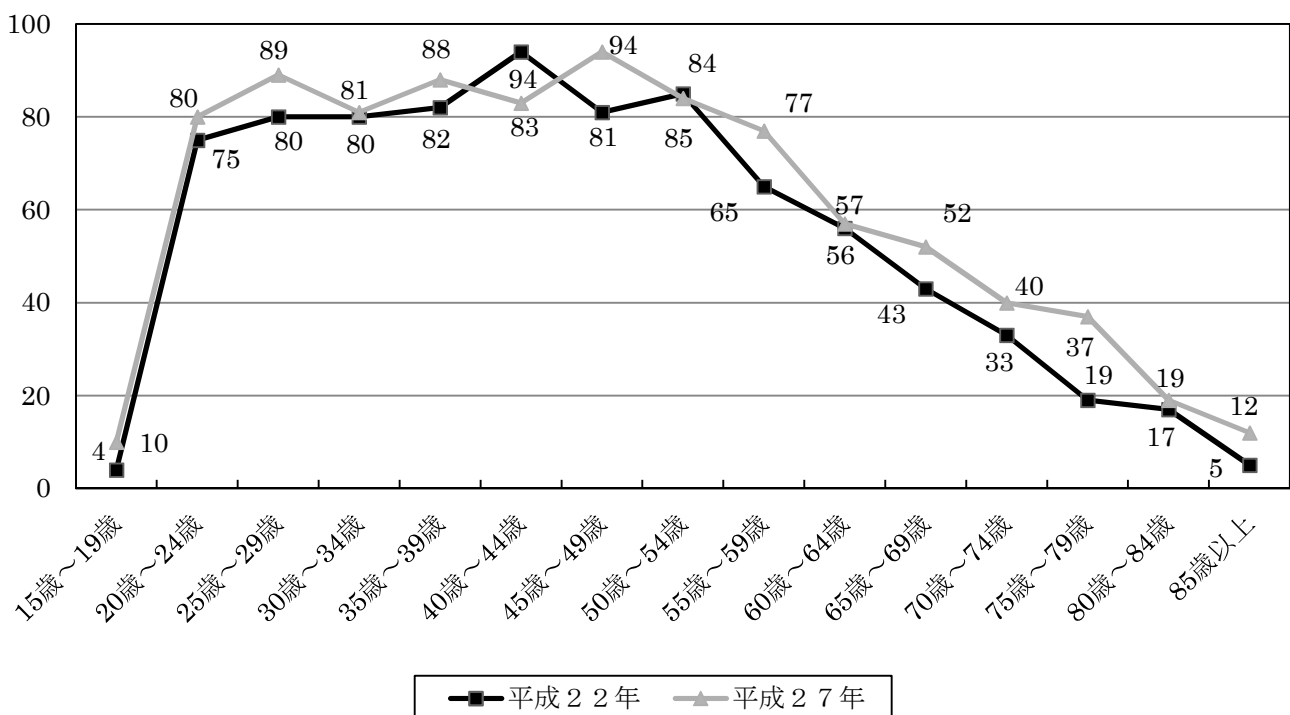
相談相手・場所としては、「祖父母等の親族」が最も高く、次いで「友人や知人」となっております。

(7) 就労の状況

女性の就業状況についてみると、全体として約5割が就業しています。これまで出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代前半を中心に、一時的に就業率が低下していますが、近年は仕事と子育てが両立できる働き方が広がった結果、退職する女性が減り全体的な就業率の増加につながっております。

【女性の就業率】

(単位：%)



資料：国勢調査

【女性の就業者数の推移】

(単位：人)

	22年	27年
15歳～19歳	3	8
20歳～24歳	40	39
25歳～29歳	49	58
30歳～34歳	70	54
35歳～39歳	82	84
40歳～44歳	78	87
45歳～49歳	68	77
50歳～54歳	107	69
55歳～59歳	99	98
60歳～64歳	69	88
65歳～69歳	41	64
70歳～74歳	36	36
75歳～79歳	24	39
80歳～84歳	23	20
85歳以上	6	19
全 体	795	840

資料：国勢調査

第3章 計画の基本的方向

1. 基本理念

みんなで育てる みんなで支える
子育てのむら ゆがわむら

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、児童虐待の恐れ、待機児童の存在、子どもの貧困問題、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が**大きく**変化しています。このような状況から、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質の改善を図り、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことで、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者等の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

本計画は、将来を担う子ども達のための計画であり、また、地域社会を構成するすべての人を対象とした計画でもあります。急速に少子化が進行するなかで、子どもを産み育てやすい環境をつくるため、また、子ども達一人ひとりの個性、人格、主体性を尊重しながら、家庭や地域社会が深い愛情をもって子ども達を育むために、「みんなで育てる みんなで支える 子育てのむら ゆがわむら」を、地域社会を構成するすべての人々に共通する基本理念とします。

2. 基本視点

基本理念に基づき、次に掲げる8項目を基本視点とします。

①子どもの権利の視点

18歳未満のすべての子どもが人としての権利や自由を尊重され、また、子どもに対する保護と援助を促進することを目的として、平成元年の国際連合総会で「児童の権利に関する条約」が採択されました。このような状況を踏まえ、子ども・子育て支援対策においても、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮します。

②次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるという認識のもと、「親子の絆」や「家族のつながり」を深めていくことがあらためて重要になっています。将来、子ども自身が親という立場になったときに、**子どもころに築き上げた絆・つながりの記憶**こそが自立した家庭を持つことに役立つものと考えます。長期的な視野に立ち、家族の役割の大切さや子どもの健全育成に取り組みます。

③サービス利用者の視点

核家族化の進行や産業構造の変化、価値観の多様化等により、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズは多様化しています。このため、様々なニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ統合的な取組みを進めます。

④地域全体による支援の視点

本村は次代を担う「強い子」「元気な子」を育てていくために、また、子どもの「生きる力」を養っていくために、地域全体が「寛容性」や「柔軟な対応」を持って子どもとその**保護者**を育ていけるような環境づくりを進めていきます。

⑤すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から国及び県、村、事業所、地域など社会全体の協力により支援対策を進めていきます。

⑥地域における社会資源の効果的な活用の視点

ボランティア団体を始めとする様々な地域活動団体や社会福祉協議会、民生委員・児童委員に加え、自然環境や伝統文化等、様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用していきます。

⑦サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するため、サービス供給量を適切に確保し、より良いサービスが提供できるよう、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組みを進めていきます。

⑧地域特性の視点

本村の全体の状況と、村内の地域特性によるニーズの相違に配慮した主体的な取組みを進めていきます。

3. 基本目標

基本理念に基づき、次に掲げる4項目を基本目標とします。

基本目標1 子育てをみんなで支えるむら

子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重されるよう配慮するとともに、男女が協力して子育てをする意識づくりや、社会全体で子育てを支える意識づくりに取り組みます。また、村民による子育て支援や、子育て支援施設を拠点とした地域における子育て支援を目指します。

基本目標2 子どもを安心して産み育てることができるむら

子どもを安心して産み育てることができるよう、相談、情報提供、児童の健全育成事業など子どもの成長と子育てを支援するとともに、出産や子育てにおける精神的・身体的・経済的不安を解消するため、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら母子保健事業を展開し環境整備に努めます。

基本目標3 子育てと仕事が両立できるむら

子育てと仕事の両立ができるように、幼児期の教育・保育サービスを充実するとともに、男女ともに仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方や役割分担の意識づくり等を含めた環境づくりを推進します。

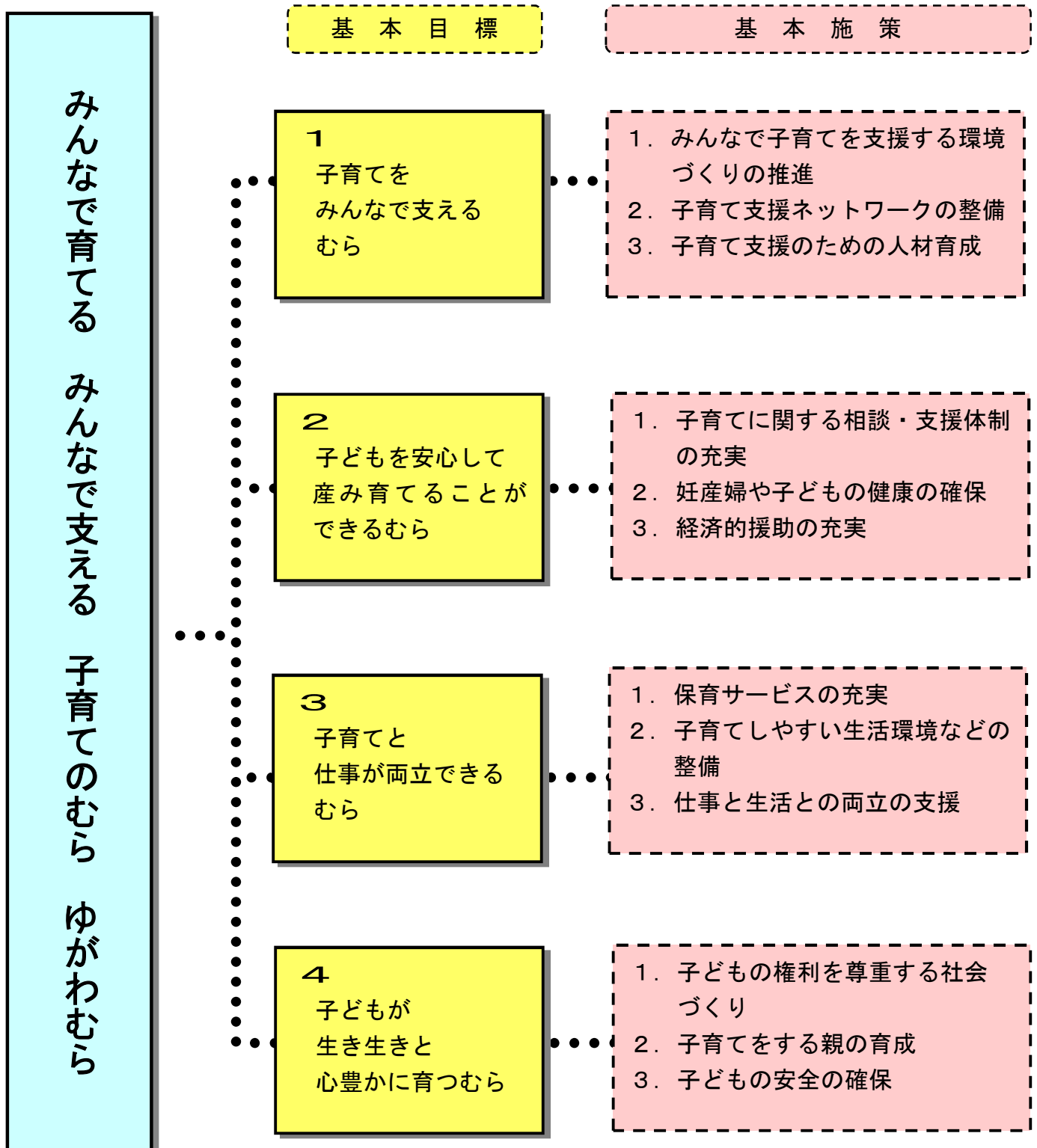
基本目標4：子どもが生き生きと心豊かに育つむら

子どもは次代の**担い手**になるという認識のもと、子どもが本来持っている『育つ力』を最大限に引き出すとともに、自分の意思に基いた生き方を選択できるよう、家庭や教育・保育施設、地域が一体となり、子どもが育つ力を生かす環境づくりを進めます。

また、地域全体で子どもを犯罪や交通事故から守る取り組みを進めます。

4. 施策の体系

基本理念、基本視点、基本目標を実現するための具体的な推進施策について、子ども・子育て支援法に基き本計画へ記載する項目と、前計画より継承する項目を合わせ、施策体系を以下のとおりとします。



5. 推計児童数

計画期間中の児童数について、平成30年以降の人口動態を基に下表のとおり推計しました。

【年齢区域ごとの人口推計】

《未就学児童》

(単位：人)

年齢別	現状		人口推計				
	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
0歳児	23	19	25	25	24	23	23
1～2歳児	51	54	49	55	55	49	47
3～5歳児	80	81	82	85	86	82	79
合計	154	154	156	165	165	154	149
対前年増減	△5	0	2	9	0	△11	△5

《小学生》

(単位：人)

年齢別	現状		人口推計				
	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
1～3年生	90	82	85	78	81	81	84
4～6年生等	96	89	92	91	83	86	78
合計	186	171	177	169	164	167	162
対前年増減	3	△15	6	△8	△5	2	△5

【年齢ごとの人口推計】

(単位：人)

年齢別	現状		人口推計				
	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
0歳	23	19	25	25	24	23	23
1歳	29	24	24	30	25	24	23
2歳	22	30	25	25	30	25	24
3歳	26	24	33	28	25	30	25
4歳	32	25	24	33	28	24	30
5歳	22	32	25	24	33	28	24
6歳	34	19	33	26	24	33	28
7歳	29	33	19	33	25	23	33
8歳	27	30	33	19	32	25	23
9歳	34	27	30	33	20	33	25
10歳	27	35	27	30	33	20	33
11歳	35	27	35	28	30	33	20

第2部 各論

第4章 各種子育て施策の展開

(子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項)

《基本目標1 子育てをみんなで支えるむら》

基本施策1 みんなで子育てを支援する環境づくりの推進

(1) 子育て意識の醸成

核家族化の進展や地域との関係の希薄化とともに、依然として子育ては女性の仕事であるという固定的な役割分担意識も根強く残っています。このような環境が、子育ての孤立化を引き起こし、子育てに対する不安感・負担感を高めている要因の一つと考えられます。

子どもの健やかな成長のために、男女がともに子育ての責任を果たしつつ、子育ての喜びを感じ、分かち合うことができるよう協力して子育てをする意識を高めるとともに、村民一人ひとりが子どもと子育て家庭を支える地域社会の一員としての認識に立ち、地域みんなで子育てを支える意識づくりを推進します。

①男女共同参画推進事業

子育て**における**固定的な役割分担の意識を解消し、家族を構成する男女が相互に協力し、子育てする意識の啓発を図ります。

(2) 村民参加の子育て支援

子育てに関する第一**義的**責任は、その保護者にありますが、子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。さらには、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つでもあります。

地域の中で安心して子育てができ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができるよう、地域みんなで子育てを支える様々な活動をさらに推進していきます。

①ファミリー・サポート・センター事業

子育ての支援を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人の連絡や調整等を行う民間の子育て相互援助活動に対し、サポートの拡大や多様なニーズに対応した活動を行うことができるよう**環境整備**を図ります。

基本施策2 子育て支援ネットワークの整備

(1) 子育て支援施設を拠点とした子育て支援

核家族化の進行や、地域との関わりあいの希薄化により子育て家庭の孤立化が進み、子育てに対する不安感や負担感が増しています。身近な地域における子育て支援の拠点として、**地域子育て支援センターなどが挙げられますが、支援対策として推進します。**

また、子育て支援施設を拠点として活動している子育てサークルの活動の支援を行いながら、各サークルのネットワークづくりを推進し、子育てに関するニーズの把握や相互交流を積極的に行うことで、子育て中の保護者やその子どもの仲間づくりを支援します。

①地域子育て支援センター事業

子育てについて、地域が一体となって支援する体制を整備するため、豊富なノウハウを蓄積する保育所、幼稚園、認定こども園などが育児相談やサークル活動への支援、園舎等を開放した遊びの実施等を通して、地域の中の拠点として子育て支援の検討を図ります。

②認定こども園

質の高い幼児教育・保育や子育て支援機能を総合的に提供することを目的としたこども園を目指します。

③子育てネットワークづくり

地域の子育て家庭の支援を推進するため、地域のボランティア活動団体に対し、子育てサークルの活動支援や情報提供、さらにサークル間の連携などのネットワークづくり、サークル合同での事業を支援します。

④民生児童委員等との連携

地域における子育て家庭の支援を進めるため、民生児童委員、主任児童委員などと連携強化を図ります。また、教育・保育施設及び学校と地域、保護者の連携を推進し、必要な情報収集・提供を行いながら、地域における身近な相談者として認知度を高めるとともに活用しやすい環境整備を図り支援を行います。

基本施策3 子育て支援のための人材育成

子育てをしている親と子が集まり、子育てをする親としての役割・悩み・問題点などの話し合いや意見交換を実施しているとともに、子どもへの絵本や紙芝居の読み聞かせ、室内外で遊べる場の提供を図ります。

また、村民を対象に研修や講座などを実施し、子育て支援に必要となる人材の育成を進めるとともに、その資質の向上を図ります。

《基本目標2 子どもを安心して産み育てることができるむら》

基本施策1 子育てに関する相談・支援体制の充実

(1) 気軽に集い相談できる環境の整備

すべての親と子が気軽に集い、仲間づくりを行うとともに、子育てについての相談ができる**環境整備**を図ります。子育て支援センターでは、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークルの育成を支援するとともに地域の保育資源の情報提供などを実施する子育て支援の拠点になるものですが、単体で整備することは極めて困難であります。保護者や子育てサークル及び関係機関が互いに情報を交換し合いながら、役場福祉窓口や子育て世代包括支援センター、保育所、幼稚園、学校などの身近な施設を相談の窓口として位置付け、どこに相談しても必要な支援を受けることができる子育て支援ネットワークの構築を検討します。

なお、子育てについての情報交換や親子の遊び・交流・子育ての不安の軽減と仲間づくりを支援する団体やサークル活動を引き続き支援します。

① 子育て世代包括支援センターによる支援

妊娠期からの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を平成30年6月より湯川村保健センター内に設置しています。

保健師、助産師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて、セルフプラン、支援プランの策定や関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行っていきます。

基本施策2 妊産婦や子どもの健康の確保

(1) 妊産婦の健康に関する情報の充実

妊婦が、妊娠中を安心して過ごし、生まれてくる子どもが健やかに育つことができるよう、妊娠中の母体の変化や胎児の成長を支えるための正しい知識の提供と、妊産婦が自ら健康管理ができるよう、助産師、**保健師及び医療機関**との連携を図りながら支援を行います。

①妊娠、出産への支援

母子健康手帳の交付を行うとともに、妊婦自身が妊娠中の健康管理ができ、安心・安全に出産が迎えられるよう情報の提供を行います。

(2) 妊婦、乳幼児健康診査の充実

妊婦健康診査の助成や乳幼児健康診査の充実により、保護者自身が妊娠中から子どもの発育発達を理解し、病気や事故を予防し、健やかな育ちが促せるよう切れ目ない支援を**行います**。

①妊産婦健康診査・新生児聴覚検査事業

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施します。また、出生後に医療機関にて聴覚検査を行い、聴覚障害の早期発見に努めます。

②妊婦全戸訪問事業

妊娠後期にストレスを抱えると、産後の子育てに影響を及ぼすといわれていることから、妊娠28週以降に助産師等による妊婦全戸訪問を行い、安心して出産するための支援を行います。

③乳幼児健康診査事業

健診を行うことにより、乳幼児の障がいや疾病を早期に発見し、適切な療育や治療につなげるとともに、保護者自身が子どもの成長発達を理解し、基本的な生活習慣を確立できるよう支援します。また、保護者の育児の悩みや不安が軽減できるよう支援を継続的に行っていきます。

(3) 乳幼児の健康に関する情報の充実

保護者に対して子どもの成長や発達に応じた関わり方や子育てに関する情報の提供を行うことにより、保護者の育児不安の軽減や養育上の問題の改善を図り、乳幼児の健やかな発育発達を支援します。

①乳幼児健康相談・教室

乳幼児の健康相談や教室を実施し、乳幼児の健康に関する適切な情報の提供及び相談等を行い、保護者の育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児が基本的な生活習慣を身につけ、健康なからだをつくることができるよう支援を行います。

②乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、保護者の不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、養育環境の把握等を行い適切な支援を図ります。

(4) 食育の推進

乳幼児期から、望ましい食習慣を身につけ心身の成長を促し、食をとおした豊かな人間性の形成を図るため、地域や関係機関と連携を図りながら、発達段階に応じた食育の取り組みを進めます。

①各年齢に応じた食育の推進

各年齢に応じた食育の取り組みを推進します。また、子どもが通う教育・保育施設や各学校における食育の取り組みを推進します。

②食育のさらなる推進

食育に関する関係機関とのネットワーク化をさらに進め、相互に連携を図りながら「食育」を推進します。

基本施策3 経済的援助の充実

(1) 教育費や養育費などにかかる支援の充実

保護者の経済的な負担の軽減を図るために、貧困対策及び経済的支援を行います。

①児童手当の支給

子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもが育てられる社会をつくるため児童手当を支給します。

②“未来の宝”子育て支援事業

子どもの誕生や小学校入学を祝福し、子どもの健やかな成長を願い、“未来の宝”子育て支援金を支給します。

③子ども医療費助成事業

子どもの健康の保持・増進を図るため、医療費の助成を、今後も継続して行います。

④保育料等の減免

多子世帯の保育料軽減を引き続き行います。

《基本目標3 子育てと仕事を両立できるむら》

基本施策1 保育サービスの充実

(1) 多様な利用者に対応した保育・幼児教育の充実

利用者の多様な就労形態や地域の保育ニーズに対応するため、教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）などで、質の高い教育・保育サービスに努め、幼児教育の充実を図ります。

①子ども・子育て支援法に基づく教育・保育の提供

子どもとその保護者が希望する教育・保育が受けられるよう、提供体制を確保します。そして、施設・事業を利用するときは、質の高いサービスが受けられるようにするために、施設・事業の役割を明確にしていきます。

また、保育士等の研修制度の充実を図り、教育・保育の質の向上と、保護者の就労形態に合わせた時間に利用できるような体制整備を図るとともに、施設・事業間の連携強化・ネットワーク化を推進します。

②一時保育・預かり保育事業

教育・保育施設などで、冠婚葬祭、保護者の傷病、入院などにより、一時的に保育を必要とする乳幼児の保育を行います。また、現在、幼稚園で実施している預かり保育も、子育て家庭への支援の一助となっていることから、継続して取り組みます。

③認定こども園

幼児教育・保育や子育て支援の機能を総合的に提供し、潜在的な待機児童の解消や適切な規模の子ども集団を保ちながら、子どもの育ちの場を確保しつつ、質の高い幼児教育・保育を充実する認定こども園の体制づくりを目指します。

(2) 放課後児童健全育成事業の充実

核家族化や共働き家庭の増加に伴い、今後、ますます需要が高まることが予想されるため、さらなる環境整備に努めます。

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に村公共施設を利用して、放課後児童指導員を配置し、適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

さらに、学校の長期休業中のほか土曜日の開設など、引き続きニーズに配慮しながら充実を図っていきます。

②児童クラブ関係者との連絡

個々に応じた適正かつ健全な育成を図るため、学校を始めとした関係者間の連携を強化します。

基本施策2 子育てしやすい生活環境などの整備

(1) 子どもの遊び場の確保

子どもたちが安心して遊べる広場・施設の確保、地域の方々に地域における遊びへの理解に努めます。

①公園の維持・管理と地域で見守る意識の醸成

子どもが安心して遊べるように、既存の公園・緑地について、樹木の枝払い等を行いながら、遊具等について、適切な補修や更新により、長寿命化を図り、安全、安心な公園施設の維持に努めます。

さらには、子どもたちの遊びを理解し、見守るなど、地域全体で子育てを支える意識づくりが重要であります。地域ごとに課題が異なりますが、世代間交流の機会を増やすなど行政に限らない多様な主体による活動を推進していきます。

②屋内遊び場

冬季期間や雨天時など、屋内でのびのびと遊ぶ場所がほしいなどの意見が**あります**。現在、既存施設の開放や民間団体で行っている取り組みやイベントへの支援に努めるとともに、屋内遊び場の確保について**検討します**。

基本施策3 仕事と生活との両立の支援

(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための働き方の見直し
女性の社会進出が進み、結婚や子育てと仕事の両立を望む女性が多くなり、共働き家庭が専業主婦(夫)家庭を上回る現状にあります。

一方、出産により退職する女性が多数いる中、男性は、**長時間労働や育児休業取得率の低さなど**、育児参加が進まない現状も見受けられます。男女がともに子育てをしながら働きやすい環境をつくるために、国や県、企業など関係機関と連携して取り組みを進めていきます。

①仕事と生活の調和の実現に向けた広報・啓発

国や県、企業などの関係機関と連携し、国の助成制度の周知を図りながら、育児休業制度、再就職の支援・再雇用及び労働時間短縮の促進啓発に努めます。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

仕事と子育ての両立のために、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

①乳幼児健康支援一時預かり事業(病児保育)

病気が回復期に至らない・症状の急変が認められない児童で、日中保護者が家庭で保育をすることができない児童の預かり保育体制を目指します。

なお、子どもが病気などのときに親が仕事を休めるような企業における意識の醸成を図りながら、適切な提供体制の整備に努めます。

《基本目標4 子どもが生き生きと心豊かに育つむら》

基本施策1 子どもの権利を尊重する社会づくり

(1) 子どもの権利を尊重する意識づくり

チラシの作成・配布や広報等への掲載など「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の普及・啓蒙をはじめ、子どもの権利を尊重する意識の啓発を図ります。

※児童の権利に関する条約 … 子ども(18歳未満の者)の基本的な人権を国際的に保障するために定められた国際条約。

①子どもの虐待防止の強化

近年の子どもや家庭をめぐる問題は複雑化・多様化しています。児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るため、関係機関との連携を一層進めるとともに、支援体制を強化し、問題を抱えた家庭に対する支援を行います。

②養育支援訪問事業

児童虐待の未然防止のため、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の支援のため、相談体制の充実と**支援**制度の有効活用を図っていきます。

①女性福祉相談

母子家庭等からの様々な相談に対し、主任児童委員等が助言・指導・情報提供を行います。

②児童扶養手当

離婚等により父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母または父もしくはこれらの父または母に代わって養育している人に対して手当を支給し、生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全な育成を図ります。

③ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭および父母のいない児童の健康と福祉の増進を図るため、対象となる児童が18歳になるまで、医療費の助成を行います。

(3) 障がいのある子どもや家庭への支援促進

障がいのある子どもが健やかに育ち、すべての子どもが等しく、安心して生活するために、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。また、将来にわたる支援を見据え、障がいに対する親の理解促進のためのさらなる相談体制の確立を図ります。

①教育支援委員会

乳幼児健診等で発達の遅滞や障がい、またはその可能性が見られる場合には、専門の医療機関を紹介したり、育児に関する相談に対応したりするなど、子どもと親に対する支援をしています。就学及び就労に向けた早期からの対応・支援が必要であることから、教育支援委員会を開催し、保護者・学校・幼稚園・教育委員等の連携のもと、子どもに合った支援を検討し、行っていきます。また、学習生活や学習面において支援が必要な子どもに対して、特別支援学級を小中学校にそれぞれ設置し、よりよく学ぶための環境及び支援体制を継続していきます。

②障がい者総合相談窓口

障がいのある児童や障がいのある方、またその家族等の地域生活に関する様々な相談に応じて、情報の提供や相談・助言等の支援を行い、その人が地域で自分らしく、自立した生活を送ることができるよう、関係機関との調整を図りながら支援を行います。

基本施策2 子育てををする親の育成

(1) 子育てををする親への支援

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大などの問題が生じています。

母親などの子育て不安を軽減し、子育ての基本を学びながら、ゆとりを持って子育てを楽しむ環境づくりを推進するための取り組みを行います。

①地域子育て支援拠点事業等の拡充

家庭で子育てをしている保護者に交流と育児相談の場を提供し、育児に関する不安や悩みの解消を図るとともに、保護者同士の交流の場を促進する取り組みを推進します。

②子育てををする親の意識向上

読み聞かせの団体の協力を得て、乳児健康相談の9～10ヶ月児を対象にブックスタートを行い、幼児への読み聞かせや親子が一緒に行う遊びなどをおして、親子のふれあいや子育ての楽しさを実感しながら、親としての意識を向上させる取り組みに努めます。

(2) 幼児とふれあう機会の提供

少子化の進行により、子どもとふれあう機会が少ないまま親となる人が増えていきます。思春期の頃から赤ちゃんとふれあい、子育てを体験することにより、生命の尊さや子育てを楽しいと思う気持ちを高めていくための取り組みを行います。

①乳幼児とふれあう機会の提供

乳幼児とふれあう機会や経験の場を提供し、親になるための意識向上を図ります。また、子育て中の親との交流を行い、自分の成長した過程を振り返り、生命の尊さについて考えることができるよう取り組みます。

(3) 思春期における健康教育の推進

自分の体や命を大切にすることや、性についての正しい知識を身につけることができるよう、学校、行政、医療機関や会津保健福祉事務所などと連携を図ります。また、子どもたちの健全育成のため、薬物乱用防止の取り組みも進めます。

①性教育及び薬物乱用防止教育の充実

性に関する指導の充実を図ります。また、薬物乱用防止教育に取り組みます。特に、中学校においては、薬物乱用防止の啓蒙・啓発に努めます。

基本施策3 子どもの安全の確保

(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

近年は、犯罪の低年齢化に加え、子どもを標的にした犯罪が増加しており、携帯電話やインターネットの普及に伴う出会い系サイトや専用アプリなどによる性犯罪も多発しています。子どもは自分で自分の身を守ることが難しいため、より多くの人々の目により子どもを犯罪の被害から守る必要があることから、家庭、学校、地域の連携による青少年の健全育成と非行の防止に努めます。

①青少年育成村民会議

青少年行政の適切な実施を期するため、必要な関係行政機関相互の連携を図ります。さらに、青少年の非行問題などに対処するため、電話相談での指導助言を行うことで青少年の非行などを未然に防止し、青少年の健全育成を図ります。

また、不登校、いじめ、非行などの問題行動に、早期に対応するため、専門的な知識や経験を有する人材育成を図ります。

②防犯事業

声かけ事件や児童生徒に関連する事件が発生した場合、警察署及び防犯関係機関や学校など、携帯電話にメールで情報を配信し、情報の共有化や連携を図り、事件の拡大防止に努めます。

③「避難の家」の推進

村内各集落の事業者の協力のもと「避難の家」を確保し、不審者からの児童の安全確保に努めます。

(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

親子が、安心して外出できる交通環境づくりのために、村民一人ひとりの交通ルールの遵守、交通マナーの向上のための取り組みを行います。

①交通教育事業

児童生徒の交通安全を確保するため、通学路において交通安全指導を行います。また、交通教育専門員を配置し、保育所、幼稚園、小学校等の交通安全教室を開催し、交通安全教育を推進します。

②学校PTA活動への支援

子どもの通学の安全確保等のために、PTAへの支援を行います。

第5章 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域の設定

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を実施する区域の設定です。

(2) 区域設定の考え方

目的	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「実施しようとする提供体制の確保」を決定する単位としての区域設定
設定の際の条件	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案
区域の広さの考え方	保護者や子どもが居宅より移動することが可能な区域

(3) 教育・保育提供区域

現状として、子育て支援サービスを受ける場合に、自宅近くの場所を選択する傾向はあるものの、都市基盤整備の進行や自動車等による移動範囲の拡大、さらには送迎等の利便性の観点から、祖父母宅や職場の近くのサービス提供施設を希望する傾向が強くみられます。このことから、村内全体を一つの区域として設定します。

第6章 子ども・子育て支援給付

1. 教育・保育及び地域型保育について

①施設型給付（保育所、幼稚園、認定こども園）

子ども・子育て支援法において、村の確認を受けた施設は「施設型給付」の対象施設となります。給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、施設が代理受領します。

②地域型保育給付（地域型保育事業）

保育需要の増大に伴う待機児童の解消に機動的に対応できるよう、主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児を保育する利用定員が19人以下の小規模な保育施設について、村の認可事業とした上で地域型保育事業と位置付けます。

これは、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる制度とするものです。

2. 教育・保育及び地域型保育の「量の見込み」と「提供体制の確保内容とその実施時期」

幼児期の学校教育・保育において、現在の利用状況と将来の利用希望を把握し、計画期間内に必要な施設や事業を確保することを数値として記載する必要があることから、本村では、教育・保育の「量の見込み」を算出するため、令和元年7月にニーズ調査を実施しました。その結果と現在の利用状況に基づく「量の見込み」と、それに対する「確保の内容」については別紙資料のとおりです。

※ 教育・保育施設等を利用する場合は、子ども・子育て支援法等の規定に基づき、村から「教育・保育給付認定」を受けます。その認定の区分は下記の3つです。

- 1号・・・満3歳以上で学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- 2号・・・満3歳以上の保育の必要性のある就学前の子ども
- 3号・・・満3歳未満の保育の必要性のある就学前の子ども

3. 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育の推進

認定こども園においては、認定こども園法の改正により、幼保連携型認定こども園の認可・指導監督が一本化されるなどにより設置しやすくなることから、全国的にも設置が促進されるものと思われます。湯川村としても、既存施設を利用しながら「認定こども園」への移行について推進いたします。

第7章 地域子ども・子育て支援事業

1. 地域子ども・子育て支援事業について

①地域子育て支援拠点事業

地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取り組みとして拡充を図ってきました。

「子ども・子育て支援法」では、子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択ができるよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う利用者支援機能が付加されたことから、事業内容の充実を図っていきます。

②妊産婦健康診査・新生児聴覚検査

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施します。また、出生後に医療機関にて聴覚検査を行い、聴覚障害の早期発見に努めます。

③産後ケア事業

産後の疲労回復や母乳育児不安等に対応するため、福島県助産師会と連携し、医療機関等の施設にて、お泊りや日帰りでの母子のケアや授乳指導を行います。

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

⑥子育て支援短期入所事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等へ**短期的に入所させるなど**、必要な保護に**努めます**。

⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整の体制整備に努めます。

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、認定こども園などの場所で、一時的に預かり、必要な保護に努めます。また、幼稚園において、平日の通常保育終了後や土曜日、長期休業期間も預かり事業を行います。

⑨延長保育事業

保育の認定を受けた子どもについて、通常の利用日・時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において延長保育に努めます。

⑩病児保育事業

病児・病後児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かり、必要な保護に努めます。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に村公共施設において適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ります。

⑫利用者支援事業

子どもとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供および必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。実施にあたっては、庁内各所属に分散する子育てに関する情報を一体的に提供できるよう、体制整備を図ります。

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度未移行幼稚園に通う子どもについて、保護者の世帯所得を勘案して、保護者が支払うべき副食材料に要する費用の助成を行います。

⑭多様な主体が教育・保育分野に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。

2. 地域子ども・子育て支援事業の推進

子育て家庭等を対象とする地域子ども・子育て支援事業は、教育・保育の施設・事業を利用する・しないに関わらず、すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう事業を進めなければなりません。

事業の推進にあたっては、行政内部の連携はもちろん、子育てを地域全体で支える理念のもと、村域全体で取り組んでいきます。

なお、地域子ども・子育て支援事業については、村内の現状に照らしながら、**新事業および継続事業**に対し、その必要性を検証しながら取り組んでいきます。

第8章 計画の着実な推進

(1) 計画の推進体制

① 関係機関等との連携

子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者などを含み、幅広い子育て支援に関与する者で構成する「湯川村子ども・子育て支援計画策定会議」において、幅広い意見を聴取し、施策に反映いたします。

また、村民の多様なニーズの把握に努め、本計画の主人公である子どもと子育て中の保護者の声を大切にしながら、各種団体や村民との協働により計画を推進いたします。

② 子ども・子育てネットワークの形成

子どもたちの成長や、保護者が安心して子育てをおこなうためには、子育て家庭を身近で支援する体制が重要です。そのために、子育て世代包括支援センター、保健、児童福祉、教育行政等、民生児童委員、子育てサークルやボランティア等による地域のネットワークを形成し、子育て家庭が悩みを気軽に相談できる体制や、解決を支援する体制の充実を図ります。

③ 子ども・子育て支援新制度の周知と事業の促進

「子ども・子育て支援新制度」に基づく事業計画を推進するためには、行政の取り組みとあわせて、村民や事業者による主体的な取り組みも重要となります。広報等を通じた情報提供など、きめ細かな対応を進め、子どもや保護者が事業を利用しやすいよう、また、円滑に事業を実施できるよう努めます。

(2) 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、その進捗状況を把握し、事業等の点検を毎年度、継続的に行っていきます。

なお、計画に定めた「量の見込み」や「確保内容」に乖離がある場合や、国の制度改正等により、新たな事業の創設や変更が生じた場合は、計画期間の中間年を目安として、必要に応じ「湯川村子ども・子育て支援計画策定会議」等を活用して、計画の見直しを行います。

資料編

1. 「量の見込み」と「確保方策」

《量の見込みに対する確保方策》

○定員をベースとした現在の供給可能量を確保方策として表示

1. 教育・保育

(1) 1号認定（幼稚園及び認定こども園において幼児教育のみの利用）

単位：人

1号認定		R2	R3	R4	R5	R6
3～5歳の人口推計		82	85	86	82	79
量の見込み		34	36	35	33	32
確保方策	幼稚園 (特定教育・保育施設)	43	43	43	43	43

(2) 2号認定（幼稚園の利用希望）

単位：人

2号認定（幼稚園の利用希望）		R2	R3	R4	R5	R6
3～5歳の人口推計		82	85	86	82	79
量の見込み		28	29	30	28	27
確保方策	幼稚園 (特定教育・保育施設)	37	37	37	37	37

(3) 2号認定（3～5歳・保育）

単位：人

2号認定（保育）		R2	R3	R4	R5	R6
3～5歳の人口推計		82	85	86	82	79
量の見込み		21	21	21	21	20
確保方策	保育所 (特定教育・保育施設)	26	26	26	26	26

(4) 3号認定（0歳児）

単位：人

3号認定（0歳児）		R2	R3	R4	R5	R6
0歳の人口推計		25	25	24	26	23
量の見込み		7	7	7	6	6
確保方策	保育所 （特定教育・保育施設）	25	25	25	25	25
	小規模保育等 （特定地域型保育事業）	0	0	0	0	0

※他の既存施設を利用した確保対策を行う。

(5) 3号認定（1・2歳児）

単位：人

3号認定（1・2歳児）		R2	R3	R4	R5	R6
1・2歳の人口推計		49	55	55	49	47
量の見込み		32	35	35	32	31
確保方策	保育所 （特定教育・保育施設）	53	53	53	53	53
	小規模保育等 （特定地域型保育事業）	0	0	0	0	0

(4) + (5) 3号認定の0歳及び1・2歳の合計

単位：人

3号認定（0～2歳児）		R2	R3	R4	R5	R6
0～2歳の人口推計		74	80	79	75	70
量の見込み		39	42	42	38	37
確保方策	保育所 （特定教育・保育施設）	78	78	78	78	78
	小規模保育等 （特定地域型保育事業）	0	0	0	0	0

※他の既存施設を利用した確保対策を行う。

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子育て支援拠点事業

単位：人回

地域子育て支援拠点事業	R2	R3	R4	R5	R6
0～2歳の人口推計	74	80	79	75	70
量の見込み	672	732	720	660	636
確保方策	672	732	720	660	636
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 妊婦健康診査

単位：人回

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	260	290	320	335	335
確保方策	260	290	320	335	335

※対象児童（0歳児）を出産する妊婦に対し、年14回の健康診査を実施。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	20	22	24	25	25
確保方策	20	22	24	25	25

※対象児童（0歳児）のいる全家庭を訪問。

(4) 養育支援訪問事業

単位：人

	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	10	12	14	15	15
確保方策	10	12	14	15	15

※対象児童（0～11歳）への支援事業。

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター：就学児）

単位：人日

子育て援助活動支援事業	R2	R3	R4	R5	R6
6～11歳の人口推計	177	100	88	90	85
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

(6) 一時預かり事業（幼稚園在園児）

単位：人日

一時預かり事業（幼稚園在園児）	R2	R3	R4	R5	R6	
対象児童推計：人	41	42	43	41	40	
量の見込み	1号認定による利用	4,756	4,872	4,472	4,756	4,640
	2号認定による利用	7,134	7,308	6,708	7,134	6,960
確保方策	11,890	12,180	11,180	11,890	11,600	
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	

(7) 幼稚園の預かり保育以外預かり

単位：人日

一時預かり事業（その他）	R2	R3	R4	R5	R6
0～5歳の人口推計	156	165	163	151	145
量の見込み：人日	3,900	4,125	4,075	3,775	3,625
確保方策	3,900	4,125	4,075	3,775	3,625
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(8) 延長保育事業

単位：人

延長保育事業（0～5歳児）	R2	R3	R4	R5	R6	
0～5歳の人口推計	156	165	163	151	145	
量の見込み	3	3	3	3	3	
確保方策	保育所・認定こども園 （特定教育・保育施設）	3	3	870	870	870
	小規模保育等 （特定地域型保育事業）	0	0	0	0	0
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	

(9) 放課後児童健全育成事業

単位：人

放課後児童健全育成事業		R2	R3	R4	R5	R6
6～8歳の人口推計		85	78	81	81	84
量の見込み（低学年）		55	51	56	58	59
9～11歳の人口推計		92	91	83	86	78
量の見込み（高学年）		29	29	24	26	24
確保方策	低学年	55	51	56	58	59
	高学年	29	29	24	26	24
合 計		84	80	80	84	83
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(10) 病児病後児保育事業

単位：人日

病児病後児保育事業		R2	R3	R4	R5	R6
0～5歳の人口推計		156	165	163	151	145
量の見込み：人日		500	530	530	490	480
確保方策		500	530	530	490	480
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

2. 湯川村子ども・子育て支援計画策定会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、湯川村子ども・子育て支援計画策定会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域における子育て支援に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法に係る計画策定のための調査及び審議に関すること。
- (3) その他村長が必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、村長が委嘱する委員12名以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）の代表者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任をすることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報償)

第7条 委員の報償は、1回当たり1,000円とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

3. 湯川村子ども・子育て支援計画策定会議委員名簿

	区 分	所属・職名	氏 名	役 職
1	保護者の代表者	ゆがわ幼稚園保護者代表	鴻巣 春彦	委 員
2	保護者の代表者	湯川村保育所保護者代表	坂内 俊介	委 員
3	保護者の代表者	笈川小学校保護者代表	佐藤 和也	委 員
4	保護者の代表者	勝常小学校保護者代表	小林 貴彰	委 員
5	学識経験者	主任児童委員	兼子奈緒美	委 員
6	学識経験者	主任児童委員	鈴木美紀子	委 員
7	関係行政機関	ゆがわ幼稚園長	林 久美子	委 員
8	関係行政機関	湯川村保育所長	兼子美千子	委 員
1	事務局	住民課長	大場 祐一	
2	事務局	住民課福祉係長	立川 幸子	
3	事務局	住民課福祉係主事	佐藤 翼	
4	事務局	住民課保健センター所長	橋本 智美	
5	事務局	住民課保健センター保健技師	猪俣 留美	
6	事務局	教育次長	真壁 敦	
7	事務局	教育委員会学校教育係長	東条 純一	
8	事務局	教育委員会学校教育係主事	中島 竜巳	
9	事務局	教育委員会学校教育係主事	横山 杏梨	

4. 湯川村子ども・子育て支援事業計画策定経過

期 日	会議等の名称	会議等の内容
令和2年 2月12日	第1回策定会議	<ul style="list-style-type: none">・ 委嘱状の交付・ ニーズ調査の結果・ 事業計画（案）について

湯川村子ども・子育て支援事業計画

発行日 : 令和2年2月

編集 : 湯川村 住民課

発行者 : 湯川村

住所 : 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬 18 番地

TEL : 0241-27-8800 (代表)